

厚生労働省告示第百九十二号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第九項の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品（平成十五年厚生労働省告示第二百九号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年四月十六日

厚生労働大臣 長妻 昭

別表第1の1中(174)を(176)とし、(133)から(173)までを(135)から(175)までとし、(132)を(133)とし、その次に次のように加える。

(134) パニツムスブ（遺伝子組換え）

別表第1の1中(131)を(132)とし、(23)から(130)までを(24)から(131)までとし、(22)の次に次のように加える。

(23) エクリズスブ（遺伝子組換え）